

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		領事業務の充実				
評価方式		総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	今年度はモニタリングのため、5段階達成度は記載できない	番号	⑫
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	14,847,962	15,687,057	17,298,897	17,128,317	18,410,136
		<0>	<0>	<0>	<0>	<0>
	補正予算	169,583	391,147	821,022		
			<0>	<0>		
	繰越し等	0	0	197,734		
		<0>	<0>	<0>		
	計	15,017,545	16,078,204	18,317,653		
		<0>	<0>	<0>		
執行額	14,846,629	15,801,493	17,736,795			
	<0>	<0>	<0>			

政策評価調書（個別票2）

政策名	領事業務の充実					番号	⑫	(千円)		
	予 算 科 目									予 算 額
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	30年度 当初予算額	31年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	外務本省	領事政策費	領事業務の充実に必要な経費	12,297,945	13,960,851		
	●	2	一般	外務本省	領事政策費	在外投票の実施に必要な経費	5,870	17,478		
	●	3	一般	在外公館	領事政策費	領事業務の充実に必要な経費	4,727,906	4,119,506		
	●	4	一般	在外公館	領事政策費	在外投票の実施に必要な経費	96,596	312,301		
	小計						17,128,317 <0> の内数	18,410,136 <0> の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						<> の内数	<> の内数		
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計						<> の内数	<> の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計						<> の内数	<> の内数		
合計						17,128,317 の内数	18,410,136 の内数			

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			領事業務の充実			番号	⑫	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額 (削減額)	達成しようとする目標及び実績	
			30年度 当初予算額	31年度 概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント	
								概算要求への反映状況
該当なし								
合計								

施策Ⅳ-1 領事業務の充実（モニタリング）

平成 30 年度政策評価書（モニタリング）

（外務省 29-IV-1）

施策名(※)	領事業務の充実					
施策目標	<p>在外邦人の生命・身体その他の利益の保護・増進及び国内外における人的交流の拡大・深化のため、以下を推進する。</p> <p>1 領事サービス・邦人支援策を向上・強化する。領事業務実施体制を整備する。また、日本国旅券に対する国際的信頼性を維持し、国民の円滑な海外渡航の確保のために、旅券行政サービスや旅券のセキュリティの向上を図りつつ、国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給を行う。</p> <p>2 海外安全ホームページの拡充、海外安全キャンペーン、国内外での安全対策セミナーの実施等を通じた広報及び啓発により、在外邦人の安全対策を強化する。また、海外安全官民協力会議を通じ、官民の情報交換や協力体制を強化し、在外邦人の援護体制を強化する。</p> <p>「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」の活用及び「中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」の効果的な発信による波及を通して、中堅・中小企業との連携強化を更に図る。</p> <p>3 日本への入国を希望する外国人への対応の強化により、出入国管理等の厳格化への要請に応える。人的交流促進のため、アジア諸国を始め、ビザ発給要件の緩和を実施する。また、在日外国人に係る問題の解決に向けた取組を積極的に進める。</p> <p>4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の適切な実施のため、ハーグ条約に基づき、国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の面会交流を促進するとともに、広く一般に条約を知ってもらえるよう、積極的に広報を行う。</p>					
施策の予算額・執行額等	区分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	14,848	15,687	17,299	17,128
		補正予算(b)	170	391	821	
		繰越し等(c)	0	0	198	
		合計(a+b+c)	15,018	16,078	18,318	
執行額(百万円)	14,847	15,801	17,737			

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注)本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

担当部局名	領事局	政策評価（モニタリング）実施時期	平成 30 年 8 月
-------	-----	------------------	-------------

個別分野 1 領事サービスの充実

施策の概要

- 1 邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組
海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため、IT化を推進するとともに、領事窓口サービスの向上等の取組を進める。
- 2 領事担当官の能力向上
国民に対し質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じるとともに、領事担当官の知識・経験を共有できるような取組を行う。
- 3 国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管理及び申請手続の利便性の向上
日本国旅券の国際的信頼性を確保し、国民の海外渡航の円滑化を確保するため、国際民間航空機関（ICAO）の定める国際標準に準拠した IC 旅券の円滑かつ確実な発給・管理を行うとともに、旅券のセキュリティを向上した次期旅券の開発及び申請手続の利便性向上に努める。
- 4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の適切な実施
ハーグ条約に基づき、国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の面会交流に関する支援を行う。また、支援拡大の検討を行うとともに、子の連れ去りを未然に防止するための積極的な広報を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・「経済財政運営と改革の基本方針 2017 ～人材への投資を通じた生産性向上～」（平成 29 年 6 月 9 日 閣議決定）
第 2 章 5.（1）外交・安全保障 ① 外交
第 2 章 2.（6）海外の成長市場との連携強化 ② 戦略的な輸出・観光促進
- ・第 196 回国会外交演説（平成 30 年 1 月 22 日）
- ・女性活躍加速のための重点方針 2017（平成 29 年 6 月 6 日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）
Ⅲ 2.（2）② 旅券への旧姓併記の拡大に向けた検討
- ・IT 新戦略の策定に向けた基本方針（平成 29 年 12 月 22 日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）
Ⅱ. 1（1）行政サービスの 100%デジタル化
- ・デジタル・ガバメント実行計画（平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント閣僚会議決定）
3. 3（9）旅券発給申請方法等のデジタル技術の活用による多様化

測定指標 1-1 利用者の評価等サービスの向上 *

中期目標（34 年度）

在外公館の領事サービスの維持・向上。
在外邦人に対する利便性・福利向上及び権利確保のために努める。

28 年度

年度目標

在外公館の領事サービスの維持・向上
領事窓口の対応に係るアンケート調査結果において、引き続き「丁寧な対応」の回答割合が、80%になることを目指しつつ、少なくとも現状を下回る結果（「普通」、「丁寧でない」）につながらないように、可能な限り利用者の視点に留意しつつ、利用者本位のサービス提供に努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 11 月に管轄区域内に 300 名以上の在留邦人が居住する 148 公館の在留邦人等を対象に、「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」を実施したところ、結果は以下のとおりであった。
（1）在外公館の領事窓口対応について、80%の人が「丁寧である」と回答し、年度目標値（80%）を達成した。他方、「丁寧ではない」と回答した人は、4%にとどまった。
（2）入館時（セキュリティチェック）の受付対応については、68%の人が「丁寧である」と回答し、「丁寧でない」と回答した人は 3%にとどまった。
（3）電話対応については、76%の人が「丁寧である」と回答し、「丁寧でない」と回答した人は 6%

にとどまった。

- アンケート調査結果で「丁寧な対応ではない」との回答が10%以上（かつ2桁の回答数）あった3公館の館長に対し領事局長から個別に注意喚起を行い、サービスの底上げを図った。また、在外公館及び本省関係部署とアンケート調査結果を共有し、各項目の内容分析を行った上で、入館時のセキュリティチェックにおいて無機質な対応とならないよう警備員に適切な指導を行う。電話での対応においては、言葉による伝達のみであるということを念頭に言葉遣いや言い回しに気をつけ、相手が何を求めているのかを把握し、相手の理解度に合わせた説明や対応を心がけるよう、対応する現地職員への継続的な指導を励行するなど、サービス向上につながる具体的な改善策を在外公館に対し伝え、指導した。

29年度

年度目標

在外公館の領事サービスの維持・向上

入館時・窓口・電話の3つの対応に対するアンケート調査結果において、「丁寧な対応」の回答割合が80%になることを目指しつつ、少なくとも現状を下回る結果（「普通」、「丁寧でない」）につながらないように、可能な限り利用者の視点に立ったサービス提供に努める。

具体的には、満足度が著しく低い公館、特に「丁寧でない」との回答割合が10%（かつ2桁の回答数）を超える公館に対しては、個別に指導を行うとともに、利用者に何が不満とされているのか、当該公館に対し自己分析と改善を求め、領事サービスの向上を促す。

また、27年及び28年において「丁寧な対応」の回答割合が80%となったのは窓口対応についてのみであったところ、窓口の対応水準を維持しつつ入館時・電話対応に対する利用者の満足度の増進に努めるべく、職員の意識改革、必要に応じ各公館への個別指導等を行い更なるサービスの改善・向上に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 11月、管轄区域内に300名以上の在留邦人が居住する147公館（情勢にかんがみ、在南スーダン大使館は非実施）の在留邦人等を対象に、「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」を実施したところ、結果は以下のとおりであった。
 - （1）入館時（セキュリティチェック）の受付対応については、66%の人が「丁寧である」と回答し、「丁寧でない」と回答した人は4%にとどまった。
 - （2）在外公館の領事窓口対応について、78%の人が「丁寧である」と回答し、「丁寧でない」と回答した人は4%にとどまった。
 - （3）電話対応については、75%の人が「丁寧である」と回答し、「丁寧でない」と回答した人は6%にとどまった。
- 上記の領事サービス利用者からの評価を真摯に受け止め、各項目の内容分析を行い、調査実施公館及び本省関係部署とアンケート調査結果を共有した。また、特に問題のあった2公館に対しては、対応改善を指示するとともに、うち1公館については、早急に対応改善の必要性が認められたため、問題の抜本的解決を図るための具体的な改善措置の策定と実施を指示するなど、サービスの向上・改善に努めた。

測定指標 1-2 領事研修の実施 *

中期目標（一年度）

領事研修の成果は、在外公館が提供する領事サービスに対する在外邦人による評価に表れるとの認識に基づき、在外邦人との接点となる領事担当官が在外邦人の多様なニーズを把握し、それに応じていく上で必要となる領事事務各分野の能力を向上させるため、本省で適切な計画を立て研修を実施する。これにより、在外邦人を取り巻く環境を理解した上で領事業務を適切に遂行できる領事担当官の育成を強化する。

28年度

年度目標

27年度の初任者、中堅研修のアンケート結果（9割以上が非常に有意義と回答）を踏まえ、満足と同水準の高い評価を得るべく、引き続き受講者が実務に必要な講義等の要望も取り入れ、また、在外公館のニーズも踏まえ、研修内容について不断の検討を行っていく。

施策の進捗状況・実績

1 領事事務関係研修を以下のとおり実施した。

(1) 領事初任者研修（年2回，9月及び29年1月に実施）

若手の領事担当一般職職員，領事業務未経験者を対象。他省庁から出向し，在外公館で領事担当となる者を含む58名が受講。領事業務全般についての基礎知識の習得とともに，実際の援護事案を元にしたケーススタディ，その中でも精神障害事案，死亡事案への対処ぶりを外部講師専門家との対話形式を取りながら理解を深めることを目的とした研修。

(2) 領事中堅研修（年1回，11月に実施）

本省及び在外公館の中堅職員を対象に実施し15名が受講。領事分野における専門性の確立や更なる能力向上を促すことを目的として，個別分野を深く掘り下げるとともに，特に世界各地でテロの危険性が高まる中，実際に発生した緊急事案を使用した机上訓練，さらに，緊急事態において援護活動を行う上で必要とされる心理的応急措置をロールプレイで実施するなど実践形式の研修を実施。

(3) 在外公館警備対策官研修（警備対策室主管，年1回，29年1～2月に実施）

警備対策官は，領事業務を兼務することが多いため，警備研修に加えて領事業務研修（領事初任研修とほぼ同内容。）を実施（81名が受講）。在外公館によって，領事業務と兼務体制を取ることもあり，適切な対応を可能とするための実務的な研修。

(4) 官房要員事務研修（人事課主管，年1回，29年3月に実施）

入省4年目の一般職職員を対象に，領事業務の概要・基礎等について行う研修。29名が受講。

(5) 現地職員本邦研修（在外公館課主管，年1回，10月に実施）

在外公館の現地職員20名が受講。領事窓口で対応する職員の窓口サービス，業務知識の向上等を目的とした研修。

(6) 在外領事中間研修（年1回，領事業務における新しい動きや，地域特有の問題等について討論・意見交換するため，毎年在外拠点公館に地域の領事担当官を集め研修会議を実施。）

28年度は在タイ日本大使館で，東南アジア，西アジア地域15公館の領事担当官を対象に喫緊の課題であるテロ対策，緊急事態の対応（含む机上演習）等を主題とした研修を実施。ダッカ襲撃テロ事件を中心として，アジア地域において最近発生した災害，爆弾テロ事件等への対応に関する情報共有，領事担当として援護者自身のメンタルヘルスケア等について研修した。

2 主な研修のアンケート結果

領事初任者研修，領事中堅研修については，9割以上の受講者が非常に有意義であったと回答している。特に，外部講師による「在外邦人と領事担当官のメンタルヘルス」，「個体識別事例と日本人の文化」，「緊急事態対応」等の研修が有意義であったとの意見があり，領事サービス向上や緊急事態を含む邦人援護対応能力の強化に役立ったと考えられる。

3 過去のアンケート結果や新たな要請等に応えた研修内容の検討実績

領事初任者研修（年2回実施）では，領事の基礎知識の習得とともに，最近のイスラム過激派によるテロ事件の発生等を踏まえ，実際の事例を参考として参加型の演習（机上訓練）を取り入れた。

中堅研修では，中堅領事として専門的な知識を習得し，広がりを見せる領事業務に対応していけるよう，国立精神・神経医療研究センターの研究者による緊急事態を想定したワークショップ（災害時における心理的応急措置）の実施，厚生労働省等からの講師を招へいし，日本における社会保障制度についての講義のほか，外国人受刑者の処遇，領事面会の現状を把握するための刑務所見学等を取り入れた。

4 領事研修の充実を領事サービスの向上に結びつけた実績

特に領事窓口では，在外邦人からの苦情・クレーム等に対応する機会も多いため，領事研修では礼法，マナーの外部専門家によるマナー／クレーム対応講習を取り入れた。こうした研修を通じ，領事担当官は窓口対応を現地職員任せにせず，率先して丁寧で親身な窓口対応を行うことにより，利用者の在外公館への信頼につながっていることは，アンケートで窓口サービスを肯定的に受け止める割合が増えていることに表れている。

5 領事研修内容（領事業務の範囲；初任者研修の例）

領事業務上必要な基本的な内容に加え，領事業務に対する新たなニーズに対応するため，領事業務に実際に携わっている領事担当官から現場のニーズや，行政サービスとしての窓口サービス改善に向けた本省の考え方を踏まえた研修とした。具体的には，研修受講者へのアンケート結果等を通じて得られた意見等を踏まえ，座学中心となることなく，参加者自らが考え，実行する力を養成すべく，個別講義に演習を取り入れ，積極性を促すよう見直し，改善を図った。特に領事窓口では，

在外邦人からの苦情・クレーム等に対応する機会も多いため、接遇面での対応向上を図る目的で領事研修の中に外部専門家によるマナー／クレーム対応講習を取り入れた。

以下は領事初任者研修の講義内容の例。

(1) 個別領事業務に関する講義 (18 講義)

領事総論, 在留届, 海外教育, 在外選挙, 司法共助, 領事業務の IT 化, 領事手数料, 領事サービス, 戸籍・国籍事務, 証明事務一般, 警察証明, 緊急事態への対応, 一般援護, テロ・誘拐, 旅券事務, 査証事務, 人身取引問題, ハーグ条約

(2) 領事業務と国際法・国内法との関係に係る講義 (2 講義)

特権・免除, 個人情報保護・文書管理

(3) 外部等専門家による講義 (3 講義)

メンタルヘルス, 遺体鑑識, マナー／クレーム対応講習

(4) その他

他府省 (法務省及び国土交通省) 職員による講義

6 以上のような領事業務研修の実施と研修内容の充実により、在外公館職員の専門知識の向上と迅速かつ正確な事務処理を通じた海外在留邦人への行政サービスの維持・向上を図った。

29 年度

年度目標

領事サービスは在外邦人への直接のサービス提供であることを改めて認識し、そのために領事担当官に求められる多岐にわたる領事事務分野の理解度について研修を通じて深める。このため、研修(講義)内容は効果的であるか、及び在外公館でのニーズに合致したものであるか、受講者アンケートを通じ確認・分析し、それを踏まえ、より効果的な研修を組み立てる。

また、在外邦人のニーズや視点を取り入れるため、例年実施している「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査」も踏まえ、より良い領事サービスを提供するための研修計画を考案・実施する。

イスラム過激派によるテロ事件が頻発する状況を踏まえ、テロ事件への対処で注目されることの多い領事業務において、テロ事件への対処を念頭に置いた机上訓練を実施し、特に緊急事態発生時の初動対応(在留邦人及び邦人旅行者への速やかな情報提供(領事メールの発出)、安否確認等)に速やかに対処できる担当官の育成に力を入れる。

施策の進捗状況・実績

1 領事事務関係研修を以下のとおり実施した。

(1) 領事初任者研修 (年 2 回, 6 月及び 30 年 1 月に実施)

若手の領事担当一般職職員, 領事業務未経験者, 在外公館で領事担当となる他省庁出向者を含め, 2 回の研修で計 60 名が受講。領事業務全般についての基礎知識の習得とともに, 領事窓口での対応を含め, 領事サービスの提供を行う上でのマナーやクレームが寄せられた場合の対応を学ぶため, ロールプレイを含むマナー／クレーム対応に係る講義, また, 実際の援護事案を元にしたケーススタディ, 精神障害事案, 死亡事案への対応ぶりについて, 外部専門家との対話形式を通じて理解を深めた。

(2) 領事中堅研修 (年 1 回, 11 月に実施)

本省及び在外公館の中堅職員を対象に実施し, 10 名が受講。領事分野における専門性の確立や更なる能力向上を促すことを目的として, 個別分野を深く掘り下げるとともに, 特に, 世界各地でテロの危険性が高まる中, 実際に発生した緊急事案を使用した机上訓練を実施した。また, 窓口対応はもとより, 邦人援護対応, 日本人会会合等での説明等, コミュニケーション能力が業務遂行において不可欠であることにかんがみ, コミュニケーション能力向上のためのプレゼンテーション・セミナーを講義に組み入れた。

(3) 在外公館警備対策官研修 (警備対策室主管, 年 1 回, 30 年 1～2 月に実施)

領事業務を兼務することが多い警備対策官 (79 名受講) に対し, 領事業務全般についての基礎知識の習得を目的とした研修 (講義内容は領事初任者研修とほぼ同内容) を実施した。

(4) 官房要員事務研修 (人事課主管, 年 1 回, 30 年 3 月に実施)

入省 4 年目の一般職職員を対象に, 外務省員として領事業務の重要性及び業務内容についての理解を深めてもらうため, 領事業務の概要・基礎的業務内容等について説明した (48 名受講)。

(5) 領事担当現地職員本邦研修 (在外公館課主管, 年 1 回, 10 月に実施)

在外公館の領事担当現地職員 20 名が受講。領事窓口対応は領事サービス向上の観点から取り組

む必要があること、及び各領事業務の基本を再認識させ、理解を一層深めることを目的とした研修を実施した。

(6) 在外領事中間研修(年1回、領事業務における新しい動きや、地域特有の問題等について討論・意見交換するため、毎年、在外拠点公館に地域の領事担当官を集めた研修会議。)

28年に発生したダッカ事件を受けて公表された『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言」点検報告書に基づき、29年度を通じて、これら在外教育施設(日本人学校89校、補習授業校216校)の安全対策強化に重点的に取り組むこととなり、本研修への参加が困難となった領事担当官が多数により実施に至らなかった。

2 主な研修のアンケート結果

領事初任者研修、領事中堅研修については、9割以上の受講者が非常に有意義であったと回答している。特に、外部講師による「在外邦人と領事担当官のメンタルヘルス」、「個体識別事例と日本人の文化」、ロールプレイを実施した「緊急事態対応」、プレゼンテーション・セミナー等の講義が有意義であったとの意見があり、領事サービス向上、緊急事態を含む邦人援護対応能力の強化、コミュニケーション能力向上に役立った。

3 過去のアンケート結果や新たな要請等に応えた研修内容の検討実績

領事初任者研修(年2回実施)では、領事の基礎知識の習得とともに、特に、最近のテロ事件がいつ、どこでも発生する危険があることを踏まえ、実際の事例を参考に初動体制を中心とした参加型の演習(机上訓練)を取り入れた。

中堅研修では、中堅領事として専門的な知識の習得に努める一方、緊急事態対応の一環として、緊急事態時におけるプレス対応の留意点についての講義、領事業務には国民からの理解を得るためのコミュニケーション能力が求められることにかんがみ、元NHKアナウンサーによるロールプレイを含むコミュニケーション能力向上を目的にしたプレゼンテーション・セミナーを導入した。また、外国人受刑者の処遇、領事面会の現状を把握するための刑務所見学等を取り入れた。

4 領事研修の充実を領事サービスの向上に結びつけた実績

特に、領事窓口では、在外邦人からの苦情・クレーム等に対応する機会も多いため、領事研修では礼法、マナーの外部専門家によるマナー／クレーム対応講習を初任者研修に取り入れていることに加え、中堅研修においては、領事窓口他で邦人の理解を得られるようなコミュニケーション能力が不可欠であるとの観点から、プレゼンテーション・セミナーを新たに取り入れた。こうした研修を通じ、領事担当官が領事窓口に限らず、邦人と接する機会には丁寧で親身な対応を行うとともに、利用者の理解を得られるようなコミュニケーションを図ることにより、利用者の在外公館への信頼につながっていることは、領事窓口の対応に係るアンケートで窓口サービスを肯定的に受け止める割合が引き続き高いことに表れている。

5 領事研修内容(領事業務の範囲；初任者研修の例)

領事業務上必要な基本的な内容に加え、領事業務に対する新たなニーズに対応するため、領事業務に実際に携わっている領事担当官から現場のニーズや、行政サービスとしての窓口サービス改善に向けた本省の考え方を踏まえた研修とした。具体的には、研修受講者へのアンケート結果等を通じて得られた意見等を踏まえ、座学中心となることなく、参加者自らが考え、実行する力を養成すべく、個別講義に演習を取り入れ、積極性を促すよう見直し、改善を図った。特に、領事窓口では、在外邦人からの苦情・クレーム等に対応する機会も多いため、接遇面での対応向上を図る目的で領事研修の中に外部専門家によるマナー／クレーム対応講習を取り入れた。

以下は領事初任者研修の講義内容の例。

(1) 個別領事業務に関する講義(18講義)

領事総論、在留届、海外教育、在外選挙、司法共助、領事業務のIT化、領事手数料、領事サービス、戸籍・国籍事務、証明事務一般、警察証明、緊急事態への対応、一般援護、テロ・誘拐、旅券事務、査証事務、人身取引問題、ハーグ条約

(2) 領事業務と国際法・国内法との関係に係る講義(2講義)

領事任務と特権・免除、個人情報保護・文書管理

(3) 外部等専門家による講義(3講義)

メンタルヘルス、遺体識別、マナー／クレーム対応講習

(4) その他

他府省(国土交通省)職員による講義(管海事務)

6 在外領事中間研修は実施できなかったが、その他の領事関係研修の実施と研修内容の充実により、在外公館の領事担当官の専門知識向上とともに、利用者の理解を得られるようなコミュニケーション能力向上に努めつつ、正確な事務処理を通じた行政サービスの維持・向上を図った。

測定指標 1-3 日本人学校・補習授業校への援助 *

中期目標（一年度）

海外で義務教育相当年齢の子女に対して、日本と同程度の教育を可能な限り負担の少ない形でかつ安全な環境で受けることができるようにする。

28年度

年度目標

1 補習授業校への支援拡充

厳しい予算事情の中、新たに支援要望のあった政府援助要件を満たす補習授業校に対し、予算の範囲内で政府援助を行い、政府援助対象校の更なる拡充を図る。

2 安全対策強化

シリアにおける邦人殺害テロ事件を受け、27年度に全ての日本人学校等（日本人学校 89 校及び学校法人等が設置した学校 2 校）を、警備員雇用費、警備機器維持管理費の援助対象としたところ、28年度は補習授業校についても、一層の安全対策の強化に向けて、全ての要望校に対して財政援助を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 28年度において新たに補習授業校の政府援助対象となった学校は7校であり、その結果政府援助対象補習授業校は合計 212 校となった。
- 28年度において、安全対策強化として安全対策費（警備員雇用費、警備機器維持管理費）支援の要望のあった補習授業校全てに対し、財政援助を行った。
- また、7月のダッカ襲撃テロ事件を受けた「『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言」点検報告書で、より安全対策を強化すべき対象のひとつに在外教育施設が挙げられたことを踏まえ、日本人学校等在外教育施設の安全対策を更に強化することとした。具体的には、各施設の安全対策を検証する必要性から、28年度補正予算に日本人学校への危機管理専門家による安全評価等について経費を計上し、スピード感を持って、危機管理専門家による安全評価を実施し、一部の公館に対し、施設の強化を行った。

29年度

年度目標

1 補習授業校への支援拡充

新たに支援要望のあった政府援助の基準を満たす補習授業校に対し、予算の範囲内で政府援助を行い、政府援助対象校の拡充を図る。

2 安全対策強化

必ずしも日本と同程度の安全が確保されているわけではない海外において、安全な環境で教育を受けるために、「『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言」点検報告書も踏まえ、従来より高い水準で安全対策を行う。

具体的には、日本人学校及び補習授業校に対し、民間危機管理専門家による安全評価を実施し、その結果を踏まえ、人的・物的警備強化に重点的に、かつスピード感をもって取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 29年度において新たに政府援助の対象となる基準を満たした補習授業校が4校増え、同年度における援助対象基準を満たす補習授業校は 216 校となった。そのうち、要望のあった 214 校に対し、政府援助を実施した。
- テロのターゲットに日本人学校及び補習授業校がなり得るとの観点から、以下の安全対策を実施した。
 - 29年度中に日本人学校及び補習授業校に危機管理会社の専門家を派遣し、当初予定の 1.3 倍となる全 303 校の日本人学校等について、施設の安全対策の現状に関する評価を実施した。
 - 専門家からの指摘を踏まえ、施設強化に係る支援を、当初予定の 1.7 倍の日本人学校等に対して行った。運用面でも、緊急対応マニュアルの整備や避難訓練実施等への助言を行い、当初予定の 1.2 倍の日本人学校等に対して実施した。
 - 新規に、テロ襲撃のリスクが高まると見られる期間前後のガードマン増員雇用経費支援を開始

した。

(4) 老朽化により学校施設の保全が危ぶまれている日本人学校に対し、大規模修繕工事費の一部について支援を行った。

測定指標 1-4 IC 旅券の発給及び不正取得等の防止 *

中期目標 (一年度)

憲法で定められている国民の海外渡航の自由の権利を保障するため、国民の利便性・行政サービスの向上と事務の効率化・行政コストの削減を図りつつ、国際標準を満たす日本国旅券を安定的に国民に発給するとともに、日本国旅券の国際的な信頼性を確保するため、旅券のセキュリティを向上させた次期旅券の導入等により、不正取得・不正使用を防止する。

28 年度

年度目標

より質の高い旅券行政を目指すと共に、旅券の不正取得の防止に努め、IC 旅券の円滑な発給及び日本旅券の国際的信頼性の維持を図るため以下を実施する。

法定受託事務として旅券事務を行っている各都道府県に対する研修、定例会議、「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」の実施。

施策の進捗状況・実績

日本国内において、3,738,380 冊（暦年）の一般旅券を発行し、国民の海外渡航の円滑化に寄与した。

旅券法の規定により都道府県が処理することとされている一般旅券に関する法定受託事務の一部が、地方自治法に基づく条例による事務処理の特例等により、市町村に再委託され、国内の旅券申請窓口が一層増加するとともに身近になり、申請者の利便性が向上している（再委託市町村数（12 月末現在）：818 市町村）ことも踏まえ、旅券法令に基づいた統一かつ適正な処理を確保し、円滑な一般旅券の発給を維持するため、旅券事務担当新任者研修を 2 回、中堅職員研修を 1 回開催するとともに、都道府県旅券事務主管課長会議、主管課長会議幹事会及び都道府県を 6 地域に分けたブロック会議等を実施した。

28 年度においても、旅券の不正取得の未然防止及び撲滅を図るため 21 年から毎年実施している「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」を年 2 回（7 月から 10 月までの間に各都道府県が定める 2 週間及び 29 年 2 月 20 日から 3 月 5 日までの 2 週間）実施し、本人確認の審査を厳重に行うとともに、警察等関係機関との連携を密にし、旅券の不正取得の防止に努めた（下記※参照）。

さらに、28 年は、慶応 2（1866）年に我が国で初めて海外渡航文書が発給されてから 150 周年を迎える節目の年であったため、旅券に関する広報を重点的に実施した。国民の旅券に対する関心を高めるとともに、旅券の不正取得防止等の重要性につき改めて啓発した。

28 年 1 月から導入したダウンロード方式の一般旅券発給申請書を利用した申請が、国外における発給申請の 25%（29 年 3 月）に達した。また、国民に対する利便性の向上のため、動作環境の改善（利用可能なオペレーティング・システム（OS）の拡大等）のための開発を行った。

東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えたテロリスト等の入国阻止の水際対策の一環として、旅券の偽変造対策の更なる向上のため、31 年度に次期旅券冊子を導入することを発表した。次期旅券冊子のデザインについては、査証ページごとに異なる図柄とすることが偽変造対策上も極めて有効であって、国際的に主流化しつつあることなどを踏まえ、日本の旅券にふさわしいデザインのあり方につき有識者からなる「次期旅券冊子デザイン選定準備会合」（領事局長主催）を設置して、日本らしさ、品格、親しみやすさ等の観点から選考を重ね、世界的にも知られる富士山をメインモチーフとし、日本を代表する浮世絵である葛飾北斎の「富嶽三十六景」を採用した。次期旅券冊子の導入により、日本の美しい伝統文化をアピールするとともに、IC チップの不正アクセス防止機能が更に強化される。

また、行政改革推進会議の下で実施された 28 年度行政事業レビュー秋の年次公開検証「秋のレビュー」において、旅券関連業務に係るフルコスト分析がテーマとなり、①旅券関連業務については、邦人援護等に係るコストと旅券発給に係るコスト双方に関して、予算と実績それぞれの内訳を、国民に対して分かりやすく説明すべきである、②旅券の発給業務については、コスト削減に努めるとともに、マイナンバー制度等を活用して、行政コストの削減を図るべきである、との指摘がなされた。これを踏まえ、①については、指摘のあった内訳を外務省ホームページに掲載するための作業を行い、

②については、29年度予算において、旅券冊子の単価を見直す等して、10年及び5年旅券冊子の要求額を当初要求額から約0.5億円削減するとともに、旅券発給業務におけるマイナンバー制度等の利活用の可能性（戸籍情報とマイナンバーとの連携が旅券発給業務にとって十分なものとなるかなど）につき関係省庁と協議、検討を進めた。

（参考）なりすましによる一般旅券の不正取得事案の認知件数（暦年）

24年：26冊、25年：13冊、26年：12冊、27年：10冊、28年：8冊

29年度

年度目標

- 1 国民の利便性・行政サービスの向上を図るため、ダウンロード方式の一般旅券発給申請書（27年度導入）等の利用拡大に向けた取組を促進する。
- 2 行政コスト削減の可能性を検討するため、引き続き、戸籍事務でのマイナンバーの利活用に係る検討状況を踏まえつつ、旅券発給業務におけるマイナンバーの利活用について、関係省庁と協議し、検討を行う。
- 3 法定受託事務として旅券事務を行っている各都道府県に対する研修等を実施することにより、国民に対する均一かつ平等な旅券行政サービスが提供され、円滑な旅券発給が確保されるように努める。
- 4 日本国旅券の不正取得・不正使用を防止するため、旅券不正取得防止期間の実施による審査の強化に努める。
- 5 次期旅券の導入に向けた開発・検証を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 動作環境の改善（利用可能なオペレーティング・システム（OS）の拡大等）を行ったダウンロード方式の一般旅券発給申請書による運用を7月13日に開始した。
国外における旅券発給申請のうち、ダウンロード方式の一般旅券発給申請書を利用した申請は、29年3月は25%であったが、9月以降30%を超えている。
また、国内42都府県の旅券事務所において、9月1日から11月10日までの任意の期間、ダウンロード申請書の試験運用を実施し、9,430件（全体の約5.7%）の利用があった。右試験運用期間中に行った利用者アンケート（回答者数6,043名）では、95%以上が使い勝手に特に問題ないとしており、98%以上から次回申請時にも利用したいとの回答があった。
- 2 旅券発給審査時に必要となる情報等について、引き続き精査・検討し、マイナンバー制度における情報連携の仕組みを活用して審査に必要な戸籍情報を入手することが可能となるよう、関係省庁との協議、検討を継続した。
- 3 日本国内において、3,959,468冊（暦年）の一般旅券を発行し、国民の海外渡航の円滑化に寄与した。旅券法の規定により都道府県が処理することとされている一般旅券に関する法定受託事務の一部が、地方自治法に基づく条例による事務処理の特例等により都道府県から市町村に再委託され、国内の旅券申請窓口が一層増加するとともに身近になり、申請者の利便性が向上している（再委託市町村数（12月末現在）：834市町村）ことも踏まえ、旅券法令に基づいた統一かつ適正な処理を確保し、円滑な一般旅券の発給を維持するため、29年度から、従前研修対象としていた都道府県職員のほか、市町村職員についても当省が実施する研修への参加を認めることとして、旅券事務担当者研修を3回開催した。また、都道府県旅券事務主管課長会議、主管課長会議幹事会及び都道府県を6地域に分けたブロック会議等を実施した。
- 4 29年度においても、旅券の不正取得の未然防止及び撲滅を図るため21年から毎年実施している「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」を年2回（7月から10月までの間に各都道府県が定める2週間及び30年2月20日から3月5日までの2週間）実施し、本人確認の審査を厳重に行うとともに、警察等関係機関との連携を密にし、旅券の不正取得の防止に努めた。
（参考）なりすましによる一般旅券の不正取得事案の認知件数（暦年）
25年：13冊、26年：12冊、27年：10冊、28年：8冊、29年：10冊
- 5 高度な偽変造対策を施した次期旅券の31年度での導入に向け、新たな偽変造防止対策等所要の開発等を行った。
- 6 28年度行政事業レビュー秋の年次公開検証「秋のレビュー」において、「旅券関連業務については、邦人援護等に係るコストと旅券発給に係るコスト双方に関して、予算と実績それぞれの内訳を、国民に対して分かりやすく説明すべきである。」等の指摘事項があったことを踏まえ、邦人保護等に係るコストと旅券発給に係るコストの双方に関する予算と実績それぞれの内訳を、「旅券手数料

収入と発給コストの比較について」として、6月に当省ホームページで公表した。

測定指標 1-5 在外選挙人登録手続き及び制度の周知並びに登録申請の適正な処理

中期目標（一年度）

海外に居住する日本国民が、憲法第15条により保障されている選挙権を行使する機会を確保する。

28年度

年度目標

在外選挙制度の周知及び登録申請の適正な処理を行うため以下に取り組む。

- 1 28年夏に予定されている参議院選挙に向け、世界各国・各地域における事情に応じて、重層的な手段を講じて広報（現地新聞・情報誌等への掲載や日系企業等の協力を得て個別説明会の活用等）に努め、在外選挙制度導入時の国会附帯決議にて求められている制度の周知を図る。
- 2 国民にとって重要な選挙権行使の機会を逸さないよう公職選挙法第30条に基づき適正かつ迅速な登録申請の処理を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 投票のために必要な在外選挙人名簿への登録手続や在外投票の方法等の在外選挙制度の周知を図るため、窓口来館者への呼び掛け、ホームページへの掲載、領事メールの発出、領事出張サービスの際の案内、現地日本人会、日本商工会及び在外教育施設等を通じた広報・啓発を重層的に行った。また、28年度に実施された第24回参議院選挙は、選挙権年齢の満18歳以上への引下げ後、初の国政選挙でもあったことから、事前に在外公館員が高等部を併設している在外教育施設を訪問し、選挙制度の説明会や模擬投票の実施を行った。同選挙における在外公館等投票の実施公館は計222公館・事務所に上った。
- 2 28年度における在外選挙人名簿登録申請書の受付及び在外選挙人証の交付等の取扱いは、29年1月末現在で約3万1千件に上り、適正かつ迅速に処理している。
在外選挙制度については、海外在留邦人からの、手続が煩雑であるという指摘を受け、外務省として在外選挙人名簿の登録手続の改善について総務省と協議を行ったところ、総務省有識者会議の議論等を経て、28年は、公職選挙法の改正が実現し、現行の在外公館での登録申請に加え、今後は国外転出時の市町村の窓口で出国時申請が行えることとなった（12月2日公布）。

29年度

年度目標

- 1 在外選挙人名簿登録制度の見直しに係る市町村窓口での出国時申請の運用（施行日は改正法公布日の28年12月2日から1年6か月を超えない範囲で定める日）に向け、施行令の策定やシステムの構築等の必要な準備を総務省とも協議の上進める。
- 2 出国時申請を含む在外選挙制度の周知・啓発、関連事務の適正かつ迅速な処理など、海外に居住する日本国民が、憲法で保障されている選挙権を行使する機会を確保していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 在外選挙人名簿登録に係る出国時申請の運用開始（30年6月まで）に向け、総務省と協議の上、公職選挙法施行令等の策定、申請を受け付ける市町村選挙管理委員会をユーザーとする「在外選挙人住所確認システム」の構築等の必要な準備を進め、市町村の選挙管理委員会での政府共通ネットワークを経由したシステムの接続テスト及び動作確認テストなどを順調に実施した。
- 2 (1) 投票のために必要な在外選挙人名簿登録申請手続や在外投票の方法等の周知を図るため、従来どおり、在外公館窓口来訪者への呼び掛け、外務省及び在外公館ホームページへの掲載、領事メールの発出、領事出張サービスの際の案内、現地日本人関係団体等を通じた広報・啓発を重層的に行った。
(2) 29年度における在外選挙人名簿登録申請の受付及び在外選挙人証の交付等の取扱いは、30年2月末現在で約3万5百件に上り、適正かつ迅速に処理している。特に、衆議院の解散があった9月以降の申請が激増し、9月約2,700件、10月約2,400件、11月約1,800件、12月約2,200件を記録した。
(3) 10月には第48回衆議院議員総選挙における在外公館投票を実施した。衆議院解散に伴う選挙であり、予備費要求、未記入投票用紙の在外公館宛発送等、短期間での作業であったが、重大

な過失もなく適正に実施した。在外公館等投票実施公館は計 223 公館・事務所、投票者数は、郵便等投票、日本国内での投票を含め 21,000 人を超えた。

(4) 12 月、投票しにくい環境にある選挙人（在外選挙人名簿登録者を含む。）の投票環境向上策を検討する場として、総務省において有識者等を委員とする「投票環境の向上方策等に関する研究会」が設置され、インターネット投票の導入について研究を進めることとなった（30 年夏頃に報告書がとりまとめられる予定）。

測定指標 1-6 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施

中期目標（一年度）

条約上の中央当局の任務を適切に実施する。また、支援拡大の検討を行うとともに、子の連れ去りを未然に防止するための積極的な広報を行う。

28 年度

年度目標

- 1 条約に基づいて中央当局の任務を適切に実施する。
- 2 特にアジア地域を中心に、国際的な条約の運用をする。

施策の進捗状況・実績

- 1 28 年度は、55 件の援助申請を受け付けた（返還援助申請が 40 件、面会交流援助申請が 15 件）。法に定められた要件を満たさず却下した事案及び審査中の事案を除き 40 件について援助決定を行い、外国当局との調整、子の所在特定、友好的な解決に向けた協議のあっせん、裁判所に提出する資料の翻訳等の支援を行った。その結果、28 年度中には、条約に基づき、外国から日本への子の返還が 9 件、日本から外国への子の返還が 7 件実現した。
- 2 6 月にハーグ国際私法会議（HCCH）及び早稲田大学との共催で「ハーグ条約に係るアジア太平洋シンポジウム」を開催し、アジア太平洋地域を中心に 21 の国と地域から 64 名の専門家が参加した。

29 年度

年度目標

- 1 引き続き条約上の中央当局の任務を適切に実施するとともに、これまでの実績を踏まえた支援の拡大等の制度的改善を検討する。
- 2 我が国におけるハーグ条約の実施状況について検討を行う。
- 3 子の連れ去り等を未然に防止するための積極的な広報を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 29 年度は、42 件の援助申請を受け付けた（返還援助申請が 34 件、面会交流援助申請が 8 件）。法に定められた要件を満たさず却下した事案及び審査中の事案等を除き 42 件について援助決定を行い、外国中央当局との調整、子の所在特定、友好的な解決に向けた協議のあっせん、裁判所に提出する資料の翻訳等の支援を行った。その結果、29 年度中には、条約に基づき、外国から日本への子の返還が 6 件、日本から外国への子の返還が 7 件実現した。
- 2 領事局長主催研究会での議論及び関係者等からの要望内容を踏まえ、中央当局がアウトゴーイング（子が外国にいる）事案において提供する支援を見直し、裁判資料の翻訳及び弁護士紹介について、アウトゴーイング事案でも活用できるよう支援内容を拡大した。
- 3 国内でのハーグ条約の認知度を高め、子の連れ去りを未然に防止すべく、ポスターを作成し、駅、空港や市役所等、広く一般の目につく場所に掲示したほか、弁護士、地方自治体職員等に向けたセミナーを全国 29 か所で開催した。また、12 月には新規締約国の条約実施能力の向上を図るとともに、非締約国の早期加入を促す目的で、アジア太平洋地域のハーグ条約の実施に携わる各国裁判官や中央当局職員等を招いて国際セミナーを東京で開催した。

測定指標 1-7 在留届の電子届出率（利用率）及び外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者数

中期目標値	28 年度	29 年度
-------	-------	-------

	30 年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
在留届	—	75%	82.9%	80%	83%
「たびレジ」	30 年夏目処までに、累計登録者数 240 万人を達成する。	前年以上の登録者数	960,196 人 (累計： 1,766,955 人)	60 万人	1,753,349 人 (累計： 3,520,304 人)

測定指標 1-8 領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展

注：本測定指標の①年間運用経費削減は 28 年度をもって設定を終了した。

	中期目標値	28 年度		29 年度	
	—年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
①年間運用経費削減 (17 年度比)	—	6.97 億円	8.05 億円	—	—
②年間業務処理時間削減 (17 年度比)	—	10,740 時間	10,598 時間	10,740 時間	10,640 時間

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
領事サービス向上・改善のためのアンケート調査（平成 30 年 3 月 1 日）
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/questionnaire/index.html>)
- 「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」提言の点検報告書提出（平成 28 年 8 月 2 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page3_001754.html)
- パスポート（旅券）
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/index.html>)
- 在外選挙・国民投票
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>)
- ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ha/page25_000833.html)
- ハーグ条約の実施状況
ハーグ条約の実施に関する外務省領事局長主催研究会

個別分野 2 在外邦人の安全確保に向けた取組

施策の概要

1 在外邦人の安全対策の強化

海外に渡航・滞在する邦人の安全対策を強化するとともに、各自が危機管理意識を持ち行動するべく、意識改革を効果的に推進する。また、的確な情報収集・発信力の強化や在外公館の危機管理・緊急事態対応等についても、一層強化する。

2 在外邦人の援護体制の強化

国民目線の丁寧かつ円滑・確実な対応を確保するための、国内外の各種機関・団体との連携・協力関係、ネットワーク化の形成を推進し、邦人援護体制・基盤の強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第193回国会外交演説（平成29年1月20日）

平和と安全／法の支配の強化

・「経済財政運営と改革の基本方針 2017 ～人材への投資を通じた生産性向上～」（平成29年6月9日 閣議決定）

第2章5.（1）外交・安全保障 ① 外交

・バングラデシュにおけるテロ事案を受けた取組（平成28年7月11日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）

2 海外における邦人の安全確保

・パリにおける連続テロ事件等を受けたテロ対策の強化・加速化に向けた主な取組（平成28年7月11日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）

測定指標 2-1 在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備

中期目標（一年度）

海外安全情報を適時適切に提供し周知する。また、在外公館邦人援護体制を強化する。

28年度

年度目標

- 1 閉館時の緊急電話対応業務について、不要不急の案件等については外部委嘱により専門業者に対応を依頼することで、領事担当者が真に支援が必要な邦人保護業務に集中的に対応が可能となる体制を整備するため、上半期中に10公館程度新規導入を図る。
- 2 海外安全ホームページについては、今後も不断の見直しを行い、「見やすさ・わかりやすさ・使いやすさ」に向けた改善・強化のため、引き続きシステム改修・掲載内容の改善を図る。
- 3 海外安全対策啓発活動（旧：海外安全キャンペーン）については、在外邦人の安全対策強化を目的とし、引き続き海外安全ホームページや外務省海外旅行登録「たびレジ」、「海外安全アプリ」の一層の認知度向上・利用促進等を、民間からの協力を得つつ各種広報に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 在外公館の閉館時における外部委託による緊急電話対応業務について、年度当初の168公館から新たにアジア、欧州、アフリカ地域の3公館（ミャンマー、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びカメルーン）を加えて、合計171公館へと拡大した。これにより、領事担当官が緊急性の高い邦人保護業務に専念できる体制を整備した。
- 2 海外安全ホームページ（HP）については、ダッカにおける邦人殺害テロ事件を受けて立ち上がった「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」の提言の点検報告書において重点事項とされた「国民への適時適切かつ効果的な情報伝達」の中で触れられているとおり、「国民の安全対策に役立つ、精度の高い情報を、適時にわかりやすく伝える」ために、同HP上に掲載している「危険情報」、「スポット情報」、「広域情報」（「感染症スポット情報」、「感染症広域情報」含む）にわかりやすい発信のポイントを付す、スマートフォン対応のための改修を実施する等の「見やすさ・わかりやすさ・使いやすさ」に向けた改善・強化に努めた。また、安全対策に係る基本認識を国民にわかりやすく伝達するために「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」を制作し、外務省HPを通じて幅広く提供した。
- 3 海外安全対策啓発については、上記点検報告書に盛り込まれた「たびレジ」登録推進のために、

航空会社機内広報誌や旅行ガイドブックへの「たびレジ」広告掲載を実施し、29年3月に著名タレントを起用した「たびレジ」登録促進キャンペーンを成田空港で実施したほか、同月を「春の海外安全強化月間」として各都道府県の旅券事務所、公共交通機関、旅行会社等へのポスター掲示、リーフレットの配布及びSNSやインターネットでの広告等を通じた「海外安全キャンペーン」を実施した。

29年度

年度目標

- 1 閉館時の緊急電話対応業務について、不要不急の案件等については外部委嘱による専門業者に対応を依頼することで、領事担当者が真に支援が必要な邦人保護業務に集中的に対応が可能となる体制を整備するため、近年新設された公館を中心に、入電件数や専門業者の対応可能国であるかなどを勘案の上、新規導入を図る。
- 2 海外安全ホームページについては、今後も不断の見直しを行い、「見やすさ・わかりやすさ・使いやすさ」に向けた改善・強化のため、引き続きシステム改修・掲載内容の改善を図る。
- 3 海外安全対策啓発（旧：海外安全キャンペーン）については、在外邦人の安全対策強化を目的とし、引き続き、海外安全ホームページや外務省海外旅行登録「たびレジ」、「海外安全アプリ」の一層の認知度向上・利用促進等を、民間からの協力を得つつ「ゴルゴ13」の安全対策マニュアルも活用し、各種広報に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 新たに在ブルキナファソ大使館を加え、在外公館の閉館時における緊急電話対応業務の外部委託を計172公館へと拡大した。
- 2 海外安全ホームページの脆弱性対策として、掲載されている全ての動的コンテンツを静的化する改修を完了した。また、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」の特設ページを海外安全ホームページ内に設置し、安全情報を幅広く提供した。同ページへの累計アクセス数は30年3月現在190万件以上を達成した。さらに、「国民の安全対策に役立つ、精度の高い情報を、適時に分かりやすく伝える」ことを実現し、ユーザー目線に立った使いやすいものとするために、海外安全ホームページのリニューアルを念頭に置いた新規ページデザイン及びその設計図の企画競争入札を行った。
- 3 海外安全対策啓発として、3日間で延べ19万人以上が来場した国内最大の旅行業展示会「ツーリズムEXPOジャパン2017」に領事局ブースを出展し、海外における安全対策の推進を目的として「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」、「たびレジ」広報冊子の配布等、各種広報を実施した。また、旅行ガイドブック及び機内誌を含む誌面媒体等に海外安全情報に関する寄稿及び広告を掲載した。ゴルゴ13の安全対策マニュアルについては、「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」や羽田空港における「夏休み海外安全対策キャンペーン」等を通じ、電子版及び冊子版を国内外に幅広く展開した。

測定指標2-2 在外邦人保護のための緊急事態対応 *

中期目標（一年度）

大規模緊急事態における迅速な対応のため体制等を整備・強化する。

28年度

年度目標

引き続き、大規模緊急事態発生時における邦人援護に対する迅速な対応について体制等を更に整備・強化するため以下を実施する。

- 1 無線機については、現地通信インフラの整備状況、治安状況を勘案し、邦人援護活動に必要な台数、機種の適正配備を実施する。
- 2 邦人短期渡航者用緊急備蓄品については、引き続き、緊急事態発生時の蓋然性が高い途上国・地域に対し、邦人の年間渡航者数等も考慮した上で、効率的な配備に努める。
- 3 大規模自然災害や反政府勢力による騒擾など緊急事態発生時に、在留邦人・邦人渡航者に対して、迅速な情報提供及び安否確認ができるショートメッセージサービス（SMS）システムを英国及びフランスに追加導入するとともに、安定的運用を目指す。
- 4 引き続き、海外緊急展開チーム（ERT）指名者の一部を自衛隊在外邦人等輸送訓練へ参加させる

等、海外での緊急事態発生時における速やかな対応に向けた体制を強化する。

- 5 官民合同実地訓練については、シリアにおける邦人殺害テロ事件等も踏まえ、緊急事態発生時における対処方法を習得するとともに官民の連携の強化を促進する。
- 6 テロ・誘拐事件体制強化については、テロ・誘拐事件対応に実績を有する危機管理会社から、緊急事態対応に係る専門的な助言・情報や各国の誘拐情勢に関する情報を得て、各国情勢の把握に一層努めるとともに、緊急事態への対応力を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 大規模緊急事態に備えた無線機の整備として、アフリカ地域の在外公館を中心に約150台の機器の買換え・配備等を行った。
- 2 邦人短期渡航者用緊急備蓄品については、テロの脅威や大規模自然災害発生等の蓋然性の高い途上国・地域に対し、新規配備の8公館を含む計93公館への配備を行った。
- 3 SMSシステムを利用した在留邦人や邦人渡航者に対する情報提供及び安否確認等については、7月に英国、ドイツ、米国、ミャンマー、ラオス、9月にフランスで運用を開始し、情報提供・安否確認に使用した。
- 4 緊急事態対応費（研修対応経費）については、点検報告書に盛り込まれた海外緊急展開チーム（ERT）強化の一環として、海外の緊急事態発生時における速やかな邦人退避の実施に向け、あらかじめ担当者として指名したERTの一部を国内及びタイにおける自衛隊在外邦人等輸送訓練へ参加させた。
- 5 緊急事態対応時の官民連携の強化を図るため、テロ誘拐事件等の重大事件への対応に実績を有する危機管理会社が実施するフィールド型の実地訓練（官民合同テロ・誘拐対策実地訓練）（於：英国）に、官・民が合同で参加した（計20名参加）。開催後のアンケートでは民間側から「緊急事態発生時の対処方法を具体的に学ぶことができ、非常に有意義であった」、「官と民の連携が深まった」などとする評価が見られた。
- 6 危機管理会社から提供される海外のテロ及び誘拐の脅威情報は、最新の情勢を即座に把握する上で貴重な情報源の一つとなった。この情報は今後の邦人の安全対策を効果的に取る上でも極めて重要となってきている。

29年度

年度目標

引き続き、大規模緊急事態発生時における邦人援護に対する迅速な対応について体制等を更に整備・強化するため、以下を実施する。

- 1 無線機については、現地通信インフラの整備状況、治安状況を勘案し、邦人援護活動に必要な台数、機種の適正配備を実施する。
- 2 邦人短期渡航者用緊急備蓄品については、引き続き、緊急事態発生時の蓋然性が高い途上国・地域に対し、邦人の年間渡航者数も考慮した上で、効率的な配備に努める。
- 3 大規模自然災害や反政府勢力による騒擾など緊急事態発生時に、在留邦人・邦人渡航者に対して、迅速な情報提供及び安否確認ができるショートメッセージサービス（SMS）システムを随時改修し、安定した運用が可能となるよう努める。
- 4 引き続き、海外緊急展開チーム（ERT）指名者の一部を自衛隊在外邦人等輸送訓練へ参加させるなど、海外での緊急事態発生時における速やかな対応に向けた体制を強化する。
- 5 官民合同実地訓練については、ダッカ襲撃テロ事件等も踏まえ、緊急事態発生時における対処方法を習得するとともに官民の連携の強化を促進する。
- 6 テロ・誘拐事件体制強化については、テロ・誘拐事件対応に実績を有する危機管理会社から、緊急事態対応に係る専門的な助言・情報や各国の誘拐情勢に関する情報を得て、各国情勢の把握に一層努めるとともに、緊急事態への対応力を強化する。
- 7 新型インフルエンザ、国際的に脅威となる感染症への対応に係る取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 大規模緊急事態に備えた無線機の整備として、アジア・欧州地域の在外公館を中心に約200台の機器の買換え・新規配備等を行った。
- 2 邦人短期渡航者用緊急備蓄品については、大規模自然災害発生等の蓋然性の高い国・地域を中心に計94公館（新規配備の4公館を含む）に購送し、効率的な配備に努めた。
- 3 在留邦人や邦人渡航者に対する情報提供及び安否確認等のためのSMSシステム運用を30年2月

にカンボジアでも開始し、計17か国・地域で導入した（30年2月現在）。また、SMS到達率向上のためのシステム改修等、運用安定化のための各種施策を実施した。

- 4 海外緊急展開チーム（ERT）強化の一環として、海外の緊急事態発生時における対応能力強化のため、ERTの一部を誘拐・被害者家族支援研修、テロ・誘拐対策官民合同実地訓練及び国内外で実施される防衛省・自衛隊による在外邦人等輸送・保護措置訓練へ参加させた。
- 5 官民合同実地訓練について、危機管理会社が実施するフィールド型の実地訓練（官民合同テロ・誘拐対策実地訓練）に官民合同で参加した（海外（英国）で3回実施。外務省職員及び企業関係者計22名が参加）。
- 6 危機管理会社から提供される海外のテロ等の脅威情報を、海外における邦人の安全対策強化のために活用した。
- 7 5月にコンゴ民主共和国で発生したエボラ出血熱等に対して、感染症スポット情報発出等の注意喚起を速やかに実施した。

測定指標2-3 在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携 *

中期目標（一年度）

海外安全情報の収集・発信を強化する。危機管理意識を向上させる。海外安全に係る官民協力を強化する。

28年度

年度目標

- 1 海外安全情報収集のための委嘱契約については、引き続き中東・アフリカ等、危険度が高まった国や地域における情報提供者の積極的な発掘を進めるほか、治安コンサルタント等への調査委託により、邦人の安全確保に資する情報を収集する。
- 2 引き続き海外安全官民協力会議など官民協力の会合を本省及び在外公館において定期的に開催し、海外安全対策に関する民間企業のニーズを聴取する場として大いに活用するとともに、官民間の危機管理意識等の共有を図る。
- 3 国際ニュースモニタリングサービスについては、24時間365日体制でモニタリングし、邦人に関わり得る事件の迅速な把握、また、緊急事態発生時における迅速な初動体制の構築と邦人保護の的確かつ迅速な対応に努める。
- 4 国内安全対策セミナーについては、その内容を拡充するとともに、引き続き民間団体等と連携して、継続的に実施することにより、海外に渡航・滞在する邦人の危機管理意識を効果的に向上させ、安全対策の強化を図る。
- 5 在外安全対策セミナーについては、中東・北アフリカ地域のみならず欧米諸国の主要都市などでも実施し、在留邦人の危機管理意識の向上や安全対策の強化を図る。また、日本人学校の安全評価も併せて実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 邦人の安全確保対策のため海外における治安・安全情報の収集につき、既存の情報提供者に加え、新たに精度の高い情報を提供可能な人材を発掘するべく鋭意取り組み、4件の新規契約に至った。また、収集した情報を活用し、邦人の安全確保のため有益な情報を適時的確に海外安全情報や領事メール等を通じて発出した。
- 2 「海外安全官民協力会議」（国内で開催）は、海外で活動する官民双方が相互の情報交換や意見交換を通じて、より安全な海外渡航・滞在が可能となる環境作りを図るため定期的に実施しており、28年度は本会合を1回、幹事会を3回それぞれ実施し、この中で最近のテロ情勢を含む各国治安情勢や感染症問題等が議論された。8月2日に発表した『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言「点検報告書」を受け、外務省と日本商工会議所（日商）の間で立ち上げた「海外安全対策タスクフォース」の議論を踏まえ、外務省、経済産業省、日商、JETRO、経団連等企業の海外進出に関係を有する機関等が参加する「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」を創設した。9月27日に局長級の第1回本会合12月1日に課長級の幹事会会合を開催するなど、中堅・中小企業を含む幅広い企業関係者に対して安全対策に関するノウハウ、危険情報及び企業側のグッドプラクティス等の情報を共有するとともに、企業側が抱える懸念や問題点が迅速に把握・解決されることを目指している。
- 3 主要海外通信社（AP、ロイター等）の外電や欧米主要国の渡航情報を24時間365日体制でモニタ

リングし、緊急事態発生時における迅速な初動体制の構築と邦人保護の的確かつ迅速な実施に努めた。7月のニースにおけるテロ事件の際には、事件後直ちにモニタリング委託先からの速報により事件を認知し、在マルセイユ総領事館、官邸及び外務省の関係者に情報共有し、各連絡室を設置した。また、この速報により、迅速に在留邦人等に対して注意喚起を行うとともに、邦人の安否確認を実施することができた。

4 国内では、海外進出企業や教育機関の安全管理者等を対象に、テロ、誘拐等に対する危機管理意識・能力の向上を目的として最新のテロ情勢、危機管理・安全対策等を内容とする「国内安全対策セミナー」（旧：官民安全対策セミナー）を、地方自治体や経済団体等の協力を得て、東京、名古屋、大阪及び福岡の4都市において延べ7回実施した。開催後のアンケートでは「外務省の取組の最新情報や現在の国際環境の変化、危機管理の対策についてよくわかった」、「危機管理を身近なものとして考え直すきっかけとなった」などとする評価が見られた。そのほかに、領事局職員が、業界団体等が主催するセミナーへ参加し、安全対策に関する講演を行い、企業の安全管理者等の危機管理の意識・能力の向上に努めた（28年度は全国各地で合計100回以上の安全対策セミナーを開催）。点検報告書に盛り込まれた留学生の安全対策として、大学の幹部職員や危機管理担当者を対象としたセミナーの実施や、大学生自身に対する講演を14回実施した。

5 海外では、在留邦人等に対して「在外安全対策セミナー」をアフリカ、南西アジア、米国、中南米、中東、東南アジアの10か国計13都市で開催した。また、同セミナーの一環として、現地治安当局者による講演（2都市）も行った。開催後のアンケートでは「事例検討（演習）が気づきにつながった。危機意識が高まったので早速会社で対応したい」、「最新の治安情勢分析が聞けた」などとする評価が見られた。

7月のダッカ襲撃テロ事件で、8名の邦人被害が生じたダッカにおいては、在留邦人の安全対策強化の観点から、事件発生後速やかに在外安全対策セミナーを開催した。また、ダッカを含めテロ事件等が発生した国を中心に、日本人学校の安全対策評価を実施した。

6 ダッカ襲撃テロ事件が発生した7月1日はラマダン期間中の金曜日であった。外務省が海外安全HP、「たびレジ」及び領事メールを通じて、ラマダン期間中の特に金曜日には、イスラム過激派組織によるテロ発生の危険が高い旨の注意喚起を累次行っていたにも関わらず、8名の邦人被害者を出したことは、国民の海外安全対策の重要性に対する認識を更に高める必要があるという課題を浮かび上がらせた。

こうした課題に取り組むべく、外務省は安全対策強化の一環として、安全対策に係る基本的な認識を中堅・中小企業をはじめ幅広く国民に持ってもらうために、人気劇画「ゴルゴ13」を活用した中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアルを新たに作成し外務省HPに掲載した。同HPにはアクセスが殺到し、またメディアが大きく取り上げるなど、国民の大きな関心を集めた。上記の各種取組が、海外安全HPへのアクセス数や「たびレジ」登録者数の増加につながったことから、国民の安全対策の意識・能力の向上に一定程度寄与したと判定した。

29年度

年度目標

- 1 海外安全情報収集のための委嘱契約については、引き続き中東・アフリカ等、危険度が高まった国や地域における情報提供者の積極的な発掘を進めるほか、治安コンサルタント等への調査委託により、邦人の安全確保に資する情報を収集する。
- 2 引き続き海外安全官民協力会議、「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」など官民協力の会合を本省及び在外公館において定期的に開催し、海外安全対策に関する民間企業のニーズを聴取する場として大いに活用するとともに、官民間の危機管理意識等の共有を図る。また、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」を同ネットワーク等を通じて全国展開する。
- 3 国際ニュースモニタリングサービスについては、24時間365日体制でモニタリングし、邦人に関わり得る事件の迅速な把握、また、緊急事態発生時における迅速な初動体制の構築と邦人保護の的確かつ迅速な対応に努める。
- 4 国内安全対策セミナーについては、その内容を拡充するとともに、引き続き民間団体等と連携して、継続的に実施することにより、海外に渡航・滞在する邦人の危機管理意識を効果的に向上させ、安全対策の強化を図る。
- 5 在外安全対策セミナーについては、中東・北アフリカ地域のみならず欧米諸国の主要都市などでも実施し、在留邦人の危機管理意識の向上や安全対策の強化を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 海外の情報提供者との治安・安全情報の収集契約につき、6件の新規契約を行い、邦人犯罪被害者支援に関する調査委託をドイツにて実施した。また、右情報を邦人の安全確保のため海外安全情報や領事メール等で活用した。
- 2 「海外安全官民協力会議」（国内で開催）本会合を1回、幹事会を3回それぞれ実施し、最近のテロ情勢を含む各国治安情勢や感染症問題、短期渡航者を含む在外邦人の安全対策等について議論した。
「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」に、外務省からの呼び掛けに応じて新たに8組織が参加し、計29組織に拡大した。また、本会合及び幹事会をそれぞれ1回開催した。
「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」は、30年3月時点で特設ページに190万件を超えるアクセスがあったほか、上記ネットワーク等を通じて冊子版を国内外に広く展開した（制作した11万部の大部分を29年度中に配布済み）。
在外公館で民間企業や在外邦人との間で「安全対策連絡協議会」を実施し、上記「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」も活用しつつ、邦人の海外安全対策に関する意見交換や情報収集、危機管理意識の喚起等を行った。
短期渡航者の安全対策強化のために、（社）日本旅行業界等と共催し、添乗員に対するセミナーを東京及び大阪で計6回開催した。また、留学生に対しても全国各地の高校・大学における計38回の安全対策講演会や意見交換会を実施し、学生及び学校関係者の安全意識の向上を図った。
- 3 主要海外通信社（AP、ロイター等）の外電や欧米主要国の渡航情報を24時間365日体制でモニタリングし、緊急事態発生時の迅速な初動体制構築及び在留邦人等への注意喚起に活用するなど、邦人保護業務の的確かつ迅速な対応に努めた。
- 4 国内では、海外進出企業や教育機関を対象に、最新のテロ情勢、危機管理・安全対策等を内容とする「国内安全対策セミナー」（旧：官民安全対策セミナー）を、地方自治体、経済団体及び関係省庁等の協力を得て、東京、大阪、名古屋、岐阜、四日市及び那覇の6都市において延べ8回実施した（延べ約900人が参加）。
企業関係者を対象としたセミナーについては、開催場所を岐阜、四日市及び那覇などの地方の中核都市にも拡大。また、四日市におけるセミナーでは、共催の（独）中小企業基盤整備機構のアドバイザーを講師に迎え、ビジネスリスクマネジメントに関する講演を実施することで、より幅広いニーズに合わせた講演内容となるよう努めた。
教育機関を対象としたセミナーについては、文部科学省から正式に後援を受けて、同省と協力しながら実施に向けた調整を行うとともに、講演内容についても受講者のニーズに沿った内容にするよう努めた。
- 5 海外の在留邦人等に対して「在外安全対策セミナー」をアフリカ、南西アジア、米国、中東、東南アジア、欧州の20か国の主要都市で開催した。また、同セミナーの一環として、現地専門家による講演（1都市）も実施し、在留邦人の危機管理意識の向上や安全対策の強化を図った。

測定指標2-4 困窮邦人等の援護

中期目標（一年度）

年々多様化する邦人援護に対応するため体制を構築する。

28年度

年度目標

- 1 精神障害者等の困窮邦人のため、専門的知見を有する外部人材の活用を図る。
- 2 兼轄国及び遠隔地等においても援護を必要とする邦人への迅速な支援を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 邦人精神障害者に対する援護については、精神科顧問医を活用したカウンセリング等、延べ121件（第3四半期分まで）の援護を実施した。
- 2 兼轄国及び遠隔地においても、交通事故に巻き込まれた邦人の安否確認や病死した邦人に係る諸手続における外部の協力者による支援を予定していたが、該当事案が発生しなかった。

29年度

年度目標

兼轄国及び遠隔地等においても援護を必要とする邦人への迅速な支援を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 兼轄国及び遠隔地においても、交通事故に巻き込まれた邦人の安否確認や病死した邦人に係る諸
手続における外部の協力者による支援を予定していたが、該当事案は発生しなかった。
- 2 精神科顧問医を活用したカウンセリング等、延べ99件（第3四半期分まで）の援護を実施した。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省海外安全ホームページ
(<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>)
- 同スマートフォン版サイト
(<https://www.anzen.mofa.go.jp/sp/index.html>)
- 海外安全パンフレット・資料
(<https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph.html>)
- 感染症関連情報
(<https://www.anzen.mofa.go.jp/info/search/pcinfectioninfo.html>)
- 海外安全関連会議の紹介
(https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/kaigikanren.html)
- 「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」
(https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html)

個別分野 3 外国人問題への取組

施策の概要

1 ビザの審査・発給

出入国管理上問題のないと見られる外国人に対して迅速なビザ発給を行う一方、我が国の治安維持のため、厳格にビザ審査を行う。また、ビザ審査を効率的に行うため、査証（ビザ）事務支援システムの充実化を図る。

2 観光立国推進及び人的交流促進のためのビザ緩和への取組

観光立国推進及び人的交流促進のために、アジア諸国を始め、各国の事情等を踏まえつつ、戦略的にビザ緩和に取り組む。

3 在日外国人に係る問題解決への取組

外国人の受入れと社会統合について、有識者の意見や、地方自治体、国際交流協会、NPO等の活動状況を踏まえ、外国人の受入れと社会統合に関する課題や取組について、幅広く共有することを目的とした国際ワークショップを開催し、在日外国人に係る問題解決に向け積極的に取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・明日の日本を支える観光ビジョン（平成 28 年 3 月 30 日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）
- ・観光ビジョン実現プログラム 2017—世界が訪れたい日本を目指して—（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム 2017）（平成 29 年 5 月 観光立国推進閣僚会議）
- ・「経済財政運営と改革の基本方針 2017 ～人材への投資を通じた生産性向上～」（平成 29 年 6 月 9 日 閣議決定）
第 2 章 2.（6）海外の成長市場との連携強化 ② 戦略的な輸出・観光促進

測定指標 3-1 出入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和 *

中期目標（一年度）

人的交流の促進、観光立国の推進及び出入国管理等の厳格化に係る要請に対応する。

28 年度

年度目標

ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を促進する。

- 1 対象国を精査した上で、各対象国に応じたビザ発給要件の緩和を実施する。
- 2 ビザ審査体制の強化のため、在外公館の関連業務の状況に応じ、職員の追加配置、査証事務支援システムの充実化を図るほか、次世代査証のあり方についての検討を開始する。

施策の進捗状況・実績

- 1 一般旅券所持者に対する短期滞在ビザの発給要件の緩和措置を以下のとおり実施した。
10 月
・カタール人に対する数次ビザ（90 日）の導入（25 年 8 月の日カタール首脳会談で決定）
・中国人に対する商用数次ビザの発給要件の緩和、中国人学生等に対する個人観光一次ビザ申請手続きの簡素化（4 月の日中外相会談で決定）
29 年 1 月
・ロシア人に対する数次ビザ（30 日）の導入、商用数次ビザの発給要件の緩和及び身元保証書の省略（12 月の日露首脳会談で決定）
29 年 2 月
・インド人学生等に対する一次ビザ申請手続きの簡素化（11 月の日印首脳会談で決定）
・ブラジル人に対する数次ビザ（90 日）の発給要件の緩和（29 年 2 月から実施）
- 2（1）訪日外国人旅行者数は初めて 2,000 万人を突破して過去最高の 2,404 万人（28 年現在、前年比 21.8%増、推計値）を記録し、ビザ発給数は前年比 12.4%増の約 536 万件となった。
（2）ビザ審査体制の強化のため、在外公館の業務の繁忙度に応じ、査証業務に従事する職員を増員した。また、28 年度に導入した新査証事務支援システムの軽微な修正等を実施し安定稼働を確保したほか、次世代査証のあり方に関し、制度設計、導入計画、システムの仕様について検討を進めた。

29年度

年度目標

ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を促進する。

- 1 対象国を精査した上で、各対象国に応じたビザ発給要件の緩和を実施する。
- 2 ビザ審査体制の強化のため、在外公館のビザ業務の増加や適正な審査の遂行に見合った十分なビザ担当職員の追加配置、査証事務支援システムの充実化、特にビザを大量に発給している公館における業務合理化に取り組む。また、次世代査証システムの開発事業者の調達を実施し、具体的な要件を確定する。

施策の進捗状況・実績

- 1 一般旅券所持者に対する短期滞在ビザの発給緩和措置等を以下のとおり実施した。

5月

中国人について、十分な経済力を有する者に対する数次ビザの発給開始、東北三県数次ビザの六県への拡大、相当の高所得者に対する数次ビザの発給要件の緩和、個人観光一次ビザの申請手続簡素化、及び中国国外居住者に対する中国国内と同じ要件での観光目的数次ビザ発給の開始（4月の岸田外務大臣による青森・北海道訪問の際に発表）

6月～30年1月（順次）

CIS諸国人及びジョージア人に対し、商用数次ビザの発給要件の緩和及び自己支弁による渡航の場合の身元保証廃止

7月

アラブ首長国連邦国民に対する旅券の事前登録制ビザ免除の導入

30年1月

インド人に対する数次ビザの申請書類の簡素化及び発給対象者の拡大（9月の安倍内閣総理大臣インド訪問の際に決定）

- 2 (1) 29年のビザ発給数は、約587万件（前年比約9.1%増）となり、訪日外国人旅行者数は過去最高の2,869万1千人（前年比19.3%増、推計値）を記録した。
- (2) ビザ審査体制の強化のため、在外公館の業務の繁忙度に応じ、査証業務に従事する職員を増員した。また、27年度に導入した新査証事務支援システムの軽微な修正等を実施し、安定稼働を確保したほか、特に、ビザを大量に発給している在外公館において、システムへの情報入力作業を省力化する取組を開始した。電子査証や電子申請の実現を念頭に、次世代査証発給・渡航認証管理システムの開発事業者の調達を実施し、開発を開始した。

測定指標3-2 在日外国人問題への取組 *

中期目標（一年度）

在日外国人に係る問題の解決を促進する。

28年度

年度目標

- 1 在日外国人が抱える問題の緩和・解決の一助のための国際ワークショップを開催する。
- 2 多文化共生や外国人住民に関わる諸問題を議論する外国人集住都市会議に出席する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国際ワークショップの開催

29年3月、外務省と国際移住機関（IOM）との共催により、「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」を「多文化共生社会に向けて一外国人女性の生活と活躍を中心に」のテーマの下で開催。約180名が参加。外国人女性の生活と共生社会のあり方や、外国人女性が活躍するための環境整備について議論を行い、その成果を提言にまとめた。

- 2 (1) 外国人集住都市会議への出席

29年1月、「外国人集住都市会議とよはし2016」（外国人集住都市会議主催）に出席。日系人を中心とする外国人住民が多数居住する地方自治体、関係府省庁、民間団体等により、外国人住民の多国籍化、定住化による都市の状況や抱える課題が変化しつつある中、28年度は日本語教育や外国人住民がより活躍できる社会などについて議論が行われた。

(2) 在京大使館等向け防災施策説明会

6月、外務省は東京都と共催で、訪日外国人数上位20か国・地域の外交団等の防災担当者を招き、32(2020)年の東京オリンピック・パラリンピック大会の開催等を視野に置きつつ、外国人観光客の安全・安心をテーマとする防災施策説明会を実施。災害発生時の関係機関における体制や役割の説明、防災アプリの紹介等が行われた。

29年度

年度目標

- 1 在日外国人に係る諸問題の認識及び解決の一助のため、国際ワークショップを開催する。
- 2 多文化共生や外国人住民に関わる諸問題を議論する外国人集住都市会議に出席する。また、在日外国人問題について、必要に応じて二国間協議の場で取り上げ、出身国の関係当局と情報共有・連携強化を図る。
- 3 災害時の外国人への対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し、災害対応のネットワーク構築を図る。

施策の進捗状況・実績

1 国際ワークショップの開催

30年3月、当省と国際移住機関(IOM)との共催により、「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」を「外国人と進める地域の活性化」のテーマで開催。200名が参加。地方の特色を活かした外国人の受入れや地域の活性化について議論を行い、その成果を提言にまとめた。

2 外国人集住都市会議への出席等

11月、「外国人集住都市会議津会議 2017」(外国人集住都市会議主催)に出席。日系人を中心とする外国人住民が多数居住する地方自治体や関係府省庁により、外国人住民が地域社会で活躍するための雇用環境の整備や日本語学習機会の保証、また、地方創生の観点から、受入れ後の社会統合政策がより効果的に進められるような体制の整備について議論が行われた。

30年3月、法務省とともに、日系四世受入れ制度の説明会を在京ブラジル大使館に対して開催し、制度を周知するとともに、関心事項について協議を行った。また、30年3月、ブラジルにおいて日伯領事当局間協議を行い、在日ブラジル人に係る問題を含む領事業務に関し意見交換を行った。

3 在京大使館等向け防災施策説明会

6月、外務省は東京都と共催で、全ての外交団を対象として、32年の東京オリンピック・パラリンピック大会の開催等を視野に置きつつ、外国人の安全・安心をテーマとする防災施策説明会を開催し、災害発生時の関係機関における体制や役割の説明等を実施した。

参考指標1：訪日外国人数 (単位：万人) (暦年)

(出典：政府観光局 (JNTO)統計)	実績値		
	27年	28年	29年
	1,974	2,404	2,869

参考指標2：外国人不法残留者数(1月1日時点の数)

(出典：法務省統計)	実績値		
	27年	28年	29年
	62,818	65,270	65,270

参考指標3：来日外国人の犯罪の総検挙件数(暦年)

(出典：警察庁統計)	実績値		
	27年	28年	29年
	14,267	14,133	17,006

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・日本政府観光局ホームページ
統計データ「訪日外客数統計」
(https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/index.html)

- ・ 法務省ホームページ
プレスリリース「本邦における不法残留者数について」（平成29年7月1日現在）
(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00067.html)
- ・ 警察庁ホームページ
組織犯罪対策に関する統計等
(<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/kikakubunseki/index.html>)

